熊本大学大学院博士課程奨学制度（ＫＷＳ）の実施要領

平成 21 年 3 月 30 日
学　長　裁　定

1　趣旨

この要領は、熊本大学（以下「本学」という。）において、熊本大学大学院博士課程（博士前期課程を除く。以下「博士課程」という。）の学生をリサーチ・アシスタント又はティーチング・アシスタント（以下「ＲＡ等」という。）として雇用し、その対価として年間授業料の半額相当の経済的支援を行うことにより、さらに優秀な学生を確保し、もって本学における教育研究の活性化を図ることを目的として実施する熊本大学大学院博士課程奨学制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定める。

2　身分

本制度の適用を受ける者は、リサーチ・アシスタントとする。ただし、所属の研究科等の長が必要と認めた場合は、ティーチング・アシスタントとすることができる。

3　資格

本制度の適用を受けることができる者は、本学の博士課程に在籍する学生とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（該当する予定の者を含む。）は、対象としない。

（１）年間授業料の半額相当以上の授業料免除を受けている学生
（２）国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及び大学間交流協定により授業料を不徴収とされている外国人留学生
（３）社会人学生で授業料を会社等が負担し、又は給与が支給されている学生
（４）独立行政法人学術振興会の特別研究員（以下「特別研究員」という。）に採用されている学生
（５）本学、民間又は各種財団等から年間授業料の半額相当額以上の奨学金（返還免除）の支給を受けている学生
（６）当該年度に懲戒処分を受けた学生
（７）当該年度に本学から年間授業料の半額相当額以上の給与の支払いを受けている学生
（８）本学での有期雇用職員としての雇用期間が、平成２５年４月から通算して５年を超えることとなる学生
（９）本制度によるＲＡ等としての雇用を希望しない学生

4　申請手続

（１）本制度の適用を希望する者は、申請書（別紙様式１）及び研究計画書（別紙様式２：特別研究員申請書準用）を、指導教員の確認を経て所属の研究科等の長に提出しなければならない。なお、この場合、指導教員は、優秀な研究計画書を作成した学生については、特別研究員制度へ推薦することができる。

また、４年の博士課程の１年次の申請に係る研究計画書の様式については、当該教育部長が別に定める。

（２）本制度によるＲＡ等の雇用は各年度の前期及び後期ごとに行うものとし、申請書及び研究計画書の提出期限は、原則として、前期分は５月末日、後期分は９月末日とする。ただし、前期分の申請者が後期分を申請する場合には、研究計画書の提出は必要としない。

（３）前号の規定にかかわらず、授業料免除非該当者又は秋季入学者の申請書及び研究計画書の提出期限は、授業料免除の選考後又は秋季入学後１か月を目処に研究科等の長が別に定める。

（４）研究科等の長は、提出された申請書及び研究計画書を確認し、本制度によるＲＡ等として、雇用が適当であると認めたときは、学長に対し、雇用を申し出るものとする。

５　選考

学長は、前項第４号の申し出に基づき、ＲＡ等の選考を行う。

６　勤務時間

本制度によるＲＡ等の勤務時間は、週２０時間を上限とし、当分の間、前期及び後期において、それぞれ１００時間程度とする。ただし、次の各号に該当する学生の勤務時間については、次の各号に掲げる学生の区分に応じ、当該各号に定める時間数とする。

（１） 前期又は後期のいずれか一方の学期に授業料の免除を受ける学生で、その授業料免除が半額免除である学生　後期における１００時間程度

（２） 当該年度に本学において他の雇用形態により給与の支払いを受け、又は支払いを受ける予定の学生　年間授業料の半額相当額から当該給与の総額を減じた額に相当する時間数

（３）熊本大学諸料金規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 2 項及び第 4 条の 2（第 2 項除く）から第 8 条までの規定により授業料額を定められた学生　当該学生の年間授業料の半額に相当する時間数

７　雇用の終了

ＲＡ等の雇用は、ＲＡ等が次の各号のいずれかに該当する場合は、終了する。

（１）休学又は退学したとき。

（２）死亡又は行方不明となったとき。

（３）本学において他の雇用形態により給与の支払いを受け、又は支払いを受ける予定の給与総額と本制度により支払いを受ける給与の合計が年間授業料の半額相当額を超えることが判明したとき。

（４）その他雇用期間中に本制度の適用資格を欠くと認められたとき。

８　雇用、給与、服務等

本制度によるＲＡ等の雇用、給与、服務等に関する事項については、「国立大学法人熊本大学有期雇用職員就業規則」の定めるところによる。

９　研究報告書の作成及び提出

本制度の適用を受けた者は、研究報告書（別紙様式３：特別研究員研究報告書準用）を、指

導教員の評価を経て、所属の研究科等の長へ提出し、採用期間終了日までに学長へ提出しなければならない。

10　事務

本制度の総合調整に係る事務は、当分の間、学生支援部学生生活課において処理する。

11　その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

12　実施等

この要領は、平成２１年４月１日から実施し、平成２１年度入学者から適用する。

附　記

この要領は、平成２５年４月１日から実施する。

附　記

この要領は、平成２５年４月３０日から実施し、平成２５年４月１日から適用する。

附　記

この要領は、平成２６年４月２２日から実施し、平成２６年４月１日から適用する。

附　記

この要領は、平成２８年４月２日から実施し、平成２８年４月１日から適用する。

附　記

この要領は、平成２９年４月６日から実施し、平成２９年４月１日から適用する。

附　記

この要領は、平成３０年４月１日から実施する。